

専門医更新に必要な実績

■診療実績（日本外傷学会専門医制度施行細則第6章第15条第3項）

過去5年間に下記の9項目のうち1を含む最低5項目の診療に従事した経験を必要とする。
海外での経験をこれに含むことはできない。

1. AIS 4以上が2部位以上含まれる外傷
2. 頭頸部外傷（AIS 3以上）
3. 顔面外傷（AIS 3以上）
4. 胸部外傷（AIS 3以上）
5. 腹部外傷（AIS 3以上）
6. 骨盤外傷（AIS 3以上）
7. 四肢外傷（AIS 3以上）
8. 脊椎・脊髄外傷（AIS 3以上）
9. 泌尿・生殖器外傷（AIS 3以上）

■専門医更新に必要な業績目録

- ・日本外傷学会専門医制度施行細則第6章第15条第3項
専門医更新に必要な業績目録の配点を以下のとおりとする。

(1) 学術集会参加 ※各学会参加1回についてのポイント

（日本外傷学会参加2回以上必須、上限80点）

日本外傷学会 20点 外傷関連の国際学会 10点

上記以外で、以下に示す学会 5点

日本医学放射線学会 日本救急医学会 日本形成外科学会 日本外科学会

日本整形外科学会 日本脳神経外科学会 日本麻酔科学会（50音順）

JETEC コース受講 5点

(2) 学会発表（外傷を主題とするものに限る）

1. 日本外傷学会学術集会

1-1 パネル・シンポ・講演等 20点（*1） 1-2 一般演題 10点（*1）

1-3 司会・座長 10点

2. 国際学会

2-1 パネル・シンポ・講演等 20点（*1） 2-2 一般演題 10点（*1）

2-3 司会・座長 10点

3. その他の学会

3-1 パネル・シンポ・講演等 10点（*1） 3-2 一般演題 5点（*1）

3-3 司会・座長 5点

4. 日本外傷学会主催の講演会・セミナー（演者） 2点/1時間(*2)

日本外傷学会主催の講演会・セミナー（司会、受講） 1点/1時間(*2)

*1：点数は筆頭演者の場合であり、共同演者の場合は上記点数を全演者の数で除した点数

(切り上げ)にする。

*2: 2018 年度から開始された外傷専門医セミナーはこれに含まれる。ただし、現時点ではこれは必須ではない。演者について、30 分相当の講演を行った場合は、点数は半分の 1 点に下げる。

(3) 論文 (外傷を主題とする論文, 1 編以上)

1. 日本外傷学会雑誌 (筆頭・共著) 30 点 (*3)
2. 査読のある雑誌に掲載された英文論文 (筆頭・共著)
原著・総説 30 点 (*3)
症例報告・その他 20 点 (*3)
3. 日本外傷学会雑誌以外の査読のある雑誌に掲載された和文論文 (筆頭・共著)
10 点 (*3)
4. 査読のない雑誌または書籍 (分担執筆を含む) (筆頭のみ)
2 編で 10 点 (*4)

*3: 点数は筆頭著者の場合であり、共著者の場合は上記点数を全執筆者の数で除した点数 (切り上げ)にする。

*4: 各種地方会誌、学内誌、商業誌への投稿論文や、査読がないと判断される英文論文はここに含む。配点は「2 編単位」で、1 編単位では認めない。同一出版物に異なる 2 編が掲載された場合は、これを 2 編とみなす。なお論文内容および雑誌の適否は専門医認定委員会にて厳正に審査する。

(4) 教育活動 (上限 20 点)

1. JETEC コース
1-1 コースディレクター, コースコーディネータ, インストラクター 5 点
2. JATEC コース
2-1 コースディレクター, コースコーディネータ, インストラクター 5 点
3. JPTEC コース
3-1 コースディレクターのみ 5 点
4. 災害派遣、災害訓練・研修
4-1 災害訓練・研修コースの開催 10 点
4-2 災害派遣・災害訓練等への参加 5 点
4-3 DMAT 研修への参加 5 点

(5) 日本外傷学会雑誌の査読 (上限 20 点)

査読 1 編につき (査読した論文の掲載の有無に関わらず、査読終了まで) 5 点

以上の各項目 (先頭の数字を区分番号とする) と基準点数を一覧表に記入し、学術業績と外傷領域講習については以下のものを証明として添付する。

学術集会・セミナー等への参加：参加章 (証) (コピー可)

JETEC 受講：受講証明書

学会発表：プログラムや抄録のコピー（表紙、目次、抄録が揃っていること）

論文：別刷り（全文コピー可）

教育活動：参加や開催など各項目を証明できるもの（主催者証明、院長証明など）

日本外傷学会雑誌の査読：査読証明書

なお、学会抄録や論文等で氏名が複数名ある時は、申請者の名前がどこにあるのかが判りやすいように目印を入れること。